工事下請負契約約款

第１条(総 則) 佐藤工業株式会社（以下「甲」という。）と下請負人（以下「乙」という。）は、甲と発注者との契約（以下「元請工事」という。）を完成するために、乙が甲に提出、注文請書に定めるものの他、この工事下請負契約約款（以下「約款」という。）に基づき、図面、仕様書その他の図書（これらを「設計図書」という。以下同じ。）及び仮の定める見積条件にしたがいおのおの誠実の立場に立って誠実に契約を履行する。

② 注文書、注文請書、設計図書及び見積条件に特別の定めのない事項は、すべてこの約款の定めるところによる。

③ 第１項の設計図には、甲が乙に貸与するものとし、乙は、工事が完成するなどこれが不用となったときは、すみやかに甲に返納する。

第２条（工事請負代金内訳書及び工程表） 乙は、設計図書に基づく工事請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結すみやかに甲に提出する。

② 工事請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金及び雇用保険料の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事現場での安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約に係る掛金（中小企業退職金共済法第２条第１項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）を明示するものとする。

第３条（適正な労務費の確保） 甲及び乙は、工事請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第34条第２項に規定する中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

② 甲は、前項の工事請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を乙に支払わなければならない。

③ 乙は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。

b. 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を乙の下請負人に支払うものとすること。

④ 甲は、乙に対して、適正な労務費の確保等のために必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定め、次に掲げる書面の提出を請求することができる。

a. 前項の賃金を支払った旨の契約書

b. 乙と乙の下請負人との間の下請契約書の前項の支払に関する部分の写し等

⑤ 乙は、前項の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

第４条（関連工事との調整） 甲は、元請工事を円滑に完成するために、この工事と施工上関連ある工事（以下「関連工事」という。）との調整を図り、乙はその指示に従う。

② 乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡・調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

第５条（法令など遵守の義務） 甲及び乙は、施工にあたり建設業法、その他施工、労働者の使用などに関する法令及びそれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

② 甲は、乙に対し前項の法令及びそれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、乙はこれに従う。

第６条（秘密の保持） 乙は、発注者及び甲の企業秘密並びに施工上の工法、技術これらに関する情報知識は営業上の秘密の一切を、工事の完成後あるいても他に漏らすことはしない。乙は、その被用者（作業員を含む。以下同じ。）及び乙の下請負人（乙の下請負人が数次に及ぶときは、すべての下請負人を含む。以下「再下請負人」という。）又はその被用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。

第７条（特許権などの使用） 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法、工事材料、建築・土木及びそれらの付帯工事の設備（以下「工事用機器」という。）、工事用機器などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の費用を負う。ただし、甲の指図によって使用するものについてはこの限りではない。

② 乙は、契約の履行に際して知り得た施工方法、又は甲と共同で開発した施工方法などについて、甲の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権などの知的財産権を申請しあるいは第三者をして申請させない。

第８条（安全・衛生の確保など） 乙は、施工にあたり工事従事者の労働災害の防止及び環境保全に万全を期する。

② 乙は、災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

③ 乙は、その被用者又は再下請負人の被用者の災害補償について、労働基準法第８７条（請負事業に関する例外）第２項に定める使用者として、補償責任の責を負う。甲が補償の請求を受けた場合においては、補償を引き受けたうえに対して、まず乙がすべきことを請求することができる。

④ 労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に関する取扱いは、次のとおとする。

1. 甲が加入する労災保険を適用する場合を発注者負担とする。ただし、乙若しくはその被用者又は再下請負人若しくはその被用者の責によって労災保険の不正受給或いは故意又は重大な過失によって事故などにかかわる徴収金の事業主負担分については、乙がこれを負担する

2. 乙が加入する労災保険を適用する場合を受注者負担とする。ただし労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めにより、労災保険法による補償について、乙を事業主とする認可を受けなければならない。

⑤ 甲が労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めにより、賃金台元によって労災保険に加入した場合は、乙は乙の下請負人の被用者の賃金台帳などを甲に提出する。

第９条（事業内容の報告） 甲又は乙は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容などについて、報告を求め又は調査をすることができる。

第１０条（覚書の聴取） 甲は、施工上の工程の細部、作業方法などを定めるに当たって、あらかじめ乙の意見を聴取する。

第１１条（保証人） 保証人は、甲又は乙の債務の不履行により生ずる金銭債務について甲又は乙と連帯して保証の責を負う。

② 前項の保証人が個人である場合、甲又は乙は保証人と保証契約を締結し、極度額を定めるものとする。

③ 甲又は乙は、保証人に対して民法465条の10第１項に規定する情報を提供するものとする。

第１２条（書面主義） この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、原則として、書面により行う。

第１３条（権利義務の譲渡などの禁止） 甲又は乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡、承継させ、または担保に供しまたは工事代金を第三者に代理受領させない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

② 甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した検査済み工事材料（製造工場などにおける製品を含む。以下同じ。）及び設備の機器（以下「工事材料など」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

第１４条（一括委任又は一括下請負の禁止） 乙は、一括して工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第１５条（関係事項の通知） 乙は、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ甲所定の様式により報告し、又は請負人の甲の承諾を得る。報告又は承諾事項を変更するときも同様とする。

1. 乙の建設業許可、各種管理責任者、施工体制、機動作業員数、資金支払方法などに関する事項
2. 乙又は再下請負人の就労者名、資格者名、有資格者名、特殊工事用機械、使用予定日
3. 自己に代わって現場代理人を置くこと、現場代理人に関する事項

② 乙は、甲の指示に従って、契約された工事の履行について甲に報告する。

第１６条（再下請負人の申請） 乙は、工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせる場合は、その契約（以下「再下請負契約」という。）に関し、再下請負人の名称、工事の種類、工期などの事項を、あらかじめ甲所定の書式によって甲請し甲の承諾を得る。承諾事項を変更するときも同様とする。

② 乙は、乙の再下請負人がその工事の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせる場合は、その契約（その契約にかかる工事が数次の契約によって行われるときは、それ以下のすべての契約を含む。以下第１項と同じく「再下請負契約」という。）に関し、第１項に準じて処理する。

第１７条（乙の再下負人との直面契約） 乙は、その再下請負人と再下請負契約を締結する場合は、工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款などに準じた約款を添付して、書面によって行わなければならない。

第１８条（乙の再下請負人への指導義務） 乙は、次の各号に掲げる事項を再下請負人に指導しなければならない。

1. 過去の実績などを考慮した再下請負人の選定
2. 書面による再下請負契約の締結
3. 雇用管理責任者、安全衛生責任者などの選任
4. 雇用通知書、社会台帳、労働者名簿などの作成、交付
5. 賃金、工事代金などの支払い
6. 甲に対する労働条件報告及びその他の甲の指導する事項

第１９条（作業所長） 甲は、自己に代わって工事現場を統括し、必要に応じて乙を指示・指導するとともに、関係工事の調整を図って元請工事を円滑に完成するために作業所長をおく。

② 乙がこの約款に基づく指示、検査、立会、承諾などを求めたときは、作業所長はすみやかにそれに応ずる。ただし、係員に代行させることができる。

③ 甲は作業所長の氏名を乙に通知する。

第２０条（乙の現場代理人、主任技術者及び安全衛生責任者） 乙が現場代理人を置く場合、現場代理人は、この契約の履行に関して、乙に代わって工事現場に常駐し、下記の事項を除き一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締、安全衛生、災害防止など工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。

なお乙又は乙の再下請負人の就労時間については作業所長と協議して定める。

1. 工事代金の変更
2. 工期の変更
3. 工事代金の請求又は受領
4. 第２１条（工事関係者に関する措置請求）１項の請求の受理
5. この契約の解除

② 乙は法令に従って主任技術者を置かなければならず、主任技術者は、施工の技術上の管理をつかさどる。

③ 現場代理人と主任技術者は、これを兼ねることができる。

④ 乙は、安全衛生責任者の選任について甲に報告しなければならない。

第２１条（工事関係者に関する措置請求） 甲は、乙及び乙の再下請負人の現場代理人、主任技術者及びその他の被用者で、施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

② 乙は、作業所長、係員からの職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

③ 甲又は乙は、前２項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

第２２条（立会及び工事記録の整備） 乙は、地中又は水中の工事その他施工後には外から見ることができない工事を施工するときは、甲の立会を求める。

② 乙は、この契約又は甲の指示により、工事写真などの記録を整備すべきものと指定された工事を施工するときは、その記録を整備し、甲の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

第２３条（工事材料など及び工事用機器） 乙は、甲の検査に合格した工事材料などを使用する。工事材料などのうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、甲の指示による。

② 乙は、甲が別に定める工事用機器を工事現場内に搬入して使用するときには、あらかじめ甲所定の様式によって甲請し甲の承諾を得る。甲は、乙の工事用機器について適当でないと認められるものがあるときは、乙に対して、その交換を求めることができる。

③ 乙は、第１項による不合格工事材料など及び前項による不適格工事用機器を、甲の指示によって遅滞なく引き取る。

④ 乙は、工事現場に搬入した工事材料など又は工事用機器を工事現場外に持ち出すときは、甲の承諾を受ける。

第２４条（支給材料及び貸与品） 甲が支給する工事材料など（以下「支給材料」という。）又は貸与品は、乙が甲の検査又は試験に合格したものとする。

② 支給材料又は貸与品の取扱い詳細については、甲乙協議して定める。

③ 乙は、支給材料又は貸与品について、善良な管理者の注意を持って使用又は保管の責を負う。

④ 乙は、支給材料（有償支給材料を除く。）が不用となったときは貸与品や使用済みとなったときは、すみやかにこれを甲に返却する。

第２５条（設計図書不適合の場合の改造義務） 乙は、施工が設計図書又は甲の指示に適合しない場合において、甲がその改造、修補を請求したときは、これに従う。ただし、乙が甲の指定する期日までに改造、修補を行わないことが明らかであるときは、甲は乙の負担において、自ら行うかまたは他の者に行わせることができる。

② 前項の不適合が作業所長の指示によるなど甲の責に帰すべき理由によるときは、改造、修補に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更することができる。

第２６条（条件変更など） 乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を甲に通知し、その確認を求める。

1. 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと
2. 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があること）
3. 工事現場の地質、湧水などの状態、施工上の制約など設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること
4. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

② 甲は、前項の確認を求められたときと支は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。

③ 第１項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは工事代金を変更することができる。この場合において、工期又は工事代金の変更に伴う損害が生じたときは、甲乙協議して定める。

第２７条（工期を変更する場合の期間） 甲及び乙は、工期を変更する場合、変更後の工期を通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としないものとする。

第２８条（工事の変更、中止など） 甲は、必要があると認めるときは、原則として書面をもって工事の一部を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期又は工事代金を変更することができる。

第２９条（乙の請求による工期の延長） 乙は、建設業法第20条の2第2項に規定する主要な資材の供給遅延、甲の責に帰すべき事由により工事が中断されたときなどにおいて、工期の延長を甲に請求することができない正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して定める。

② 前項の規定により、甲が延長日数を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工事代金を変更することができる。

第３０条（甲の請求による工期の変更） 甲は、必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。

② 前項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工事代金を変更することができる。

第３１条（賃金又は物価の変動に基づく工事代金の変更） 工期内に賃金又は物価の変動により工事代金が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して工事代金を変更することができる。

② 乙が発注者との間の請負契約において、当該工事を含む元請工事の部分について賃金又は物価の変動を理由として請負代金額が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し、第１項の協議を求めることができる。

③ 前２項の場合の他、建設業法第20条の2第2項に規定する資材の価格の高騰その他の請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したときは、甲又は乙は、相手方に対し、第１項の協議を求めることができる。

④ 前３項の規定に基づき請負代金額を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、この工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮するものとする。

第３２条（臨機の措置） 乙は、災害防止などのため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

② 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、工事代金の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

第３３条（一般的損害） 工事目的物の第３６条（完成検査）による完成検査前に、工事目的物又は工事材料など（支給材料、貸与品に限って生じた損害その他施工に関して生じた損害（次条（第三者に及ぼした損害）、第２項又は第３５条（不可抗力による損害）に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

第３４条（第三者に及ぼした損害） 工事の施工について第三者（関連工事の請負人などを含む。以下本条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものはこの限りでない。

② 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲が発注者と協議して対処する。

③ 工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たる。

第３５条（不可抗力による損害） 天災など（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象）、甲乙双方の責に帰すことができないものにより、工事目的物、工事材料など、甲の仮設工事、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料など、支給材料、貸与品又は工事用機器に損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）が生じたときは、甲がこれを負担するものとし、その負担額については取片付けに要する費用などを甲乙協議して定める。

第３６条（完成検査） 乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。

② 前項の検査に合格しないときは、乙は甲の指摘事項を整理確認し、修補方法について甲の承諾を得て遅滞なくこれを修補し、甲の検査を受ける。

③ 施工中の工程に基づく中間の検査について、甲が必要と認めても前２項を準用する。

④ 甲は、乙が工事目的物の完成引渡の申し出を行わないときは、完成検査をした後工事代金の支払いの完了と同時に工事目的物の引渡を求めることができ、乙は直ちに引渡さなければならない。

第３７条（完成前使用） 甲は、工事の工期完成前にあっても、乙の工事目的物の全部又は一部を自ら使用するか又は第三者に使用させることができる。ただし、乙は、必要があるときは、甲の同意を得て、その使用甲に支状のことができる。

② 前項の場合において、甲又は第三者は、善良な管理者の注意を持ってその工事を使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときは、これを補償する。

第３８条（工事代金の支払方法及び時期） 工事代金の支払方法及び時期は注文書、注文請書の定めるところにより甲の住所地において乙に対するものとし、甲の本社との契約の場合は、当該工事が管理される甲の支店の住所地において支払うものとする。

② 甲又は乙は、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て工事代金の支払の時期又は支払方法の変更をすることができる。

③ 前項の場合において、甲又は乙は、相手方の被害について協議して定める。

第３９条（前払金） 乙は、注文書、注文請書に特約める場合は、甲に対して、前払金を請求することができる。

第４０条（部分払） 乙は、甲の査定した出来形部分について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

② 乙は、甲の指定する場所に搬入した検査済工事材料などや及び現道工場などにある検査済工場製品については、注文書、注文請書に特約める場合は、部分払を請求することができる。

第４１条（完成時の支払） 乙は、工事が第３６条（完成検査）の検査に合格したときは、未受領工事代金を請求することができる。ただし、引渡を受けるまでに滅失しまたは毀損の時とする。

② 乙の請求に必要と認められる場合は、甲は支払の一部を留保することができる。

第４２条（賃金などの立替払） 乙がこの被用者の賃金、乙の再下請負人への工事代金、材料代金などの支払いを遅滞したとき、又は支払を遅滞するおそれがあるときで、その被用者や再下請負人又は材料納入業者などから申に対して書面による支払請求があった場合において、乙が甲からその支払の額を受け、なお支払を履行しないとき は、甲乙これを立替えて支ちことに乙は異議を述べない。ただし、甲は原則として事前に乙から事情を聴取する。

② 乙の再下請負人への被用者の賃金、再下請負人への工事代金、材料代金などの支払を遅滞したとき、又は支払を遅滞するおそれがあるときは、乙は、乙の再下請負人に代わって直ちにこれを支ちなど適切な措置を講ずるものとし、かつ以上の措置について甲に報告するものとする。

③ 前項の場合において、乙が適切な措置を講じないときは、甲は、乙に代わってこれを立替払することができ、これを乙に対する立替金として処理することができる。

④ 前１、３項の場合、甲は乙への支払を留保することができる。

第４３条（工事代金との相殺） 甲は、この約款に定める立替金、賠償金などの債権を、発生と同時に乙に対して工事代金と相殺することができる。

② 甲は、乙において第４７条（甲の解除権）第１項各号の一に該当したときは、契約解除の有無に関わらず、乙に対する前払金、賃金などと一切の債権について、その弁済期の到来するか否かを問わず工事代金と相殺することができる。

第４４条（乙の中止権） 次の各号の一にあたるときは、乙は工事を中止することができる。

1. 甲が、正当な理由なしにこの契約に基づく支払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき
2. 不可抗力により、工事目的物に損害が生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき

② 甲は、前項の場合において、乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持し又は作業員、工事用機器を保持するために必要な限度の費用その他施工の中止に伴う損害（逸失利益を除く。）を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。

第４５条（契約不適合の場合の目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めて、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が重要でなく、かつ、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

② 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく直ちに代金減額を請求することができる。

1. 履行の追完が不能であるとき
2. 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
3. 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
4. 前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完をしないであろうことが明らかであるとき

③ 前２項の契約不適合があった場合、甲は乙に対して、履行の追完若しくは代金の減額に代え又は履行の追完若しくは代金の減額とともに損害の賠償を請求することができる。ただ 当該契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りではない。

第４６条（契約不適合責任期間） 前条第１項の規定による契約不適合を理由とする請求をすることのできる期間は、甲が発注者に工事目的物を引渡した日から２年間とする。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、この請求期間は10年間とする。

② 前項にかかわらず、注文書、注文請書に特約める場合は それに従う。

③ 第１項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠など当該請求等の根拠を示して、この契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

④ 甲が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知ったときから１年を経過するまでの間に請求等をしないときは、甲は乙に対して、契約不適合責任を問うことができない。

⑤ 第１項の規定にかかわらず、この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律第８７条第１項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約に該当する場合、乙は甲に対して、甲が発注者に工事目的物を引渡した日から10年間、甲が乙に対して、その契約不適合責任を問う意思を明確に告げる旨の通知を行った場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律行令第６条第１項及び第２項に定めるこの契約不適合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く）について、前条第１項乃至第３項の責任を負う。

ただし、甲と発注者との間の請負契約において１０年を超える期間を定めた場合は、乙は、その期間を限度として責任を負う。

第４７条（履行遅滞による損害金） 甲は、この責に帰する理由によって完成期日までに工事を完了することができない場合においては、これがため甲が発注者或いは他の下請負人に対して支払う違約金又は損害金を、乙に対して請求することができる。

② 乙は甲が支払ったこれらの違約金又は損害金の額の範囲内で、年３％の遅延利息を甲に請求することができない正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

③ 前項の規定により、甲が延長日数を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工事代金を変更することができる。

第４８条（甲の解除権） 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告なくして、この契約を解除することができるものとし、乙の転居先不明、受領拒絶などにより、甲の、乙に対する解除通知が送達されない場合、それが乙の発行した注文請書などによりこの甲に通知した住所地に発送されたものであれば、解除通知甲に返送された時点で解除がなされたものとする。また、解除に伴う損害賠償請求は一切ないものとする。

1. 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき
2. その責に帰すべき理由により、工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき
3. 建設業の許可を取り消されたときなどその許可が効力を失ったとき
4. 強制執行を受け、資金不足による手形・小切手の不渡りを出し、破産・会社更生・会社整理・特別清算開始・再生手続開始の申し立てをしたり、もしくは受けるなどこの工事を続行できないおそれがあると認められるとき
5. 乙が第１２条の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき
6. 前５号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき

第４８条（乙の解除権） 乙は、甲がこの契約の解除を乙が申し出たとき

8. 乙またはこの下請負人及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負人が数次に及ぶときは、その下請負人を含む。）が暴力団又は暴力団員や反社会的勢力（以下、第４８条（乙の解除権）の定義において「暴力団関係者」という。）に属すると認められるとき
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると
(6) 自己または第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言動、または業務妨害行為をしたとき

② 甲は、工事が完成しない間は、前項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

③ 元請工事が解除されたときと、又は元請工事の内容が変更されるなどしてこの契約の目的が消滅したと認めたときは、この契約は当然に効力を失うものとする。

第４９条（乙の解除権） 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

1. 第２８条（工事の変更、中止など）の規定により工事内容を変更したため工事代金が６／１０以上減少したとき
2. 第４４条（乙の中止権）第１項の規定による工事の施工の中止期間が工期の１／２（工期の１／２が６ヶ月を超えるときは６ヶ月）を、中止が工事の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の工事が完了した後工期の１／４（工期の１／４が３ヶ月を超えるときは３ヶ月）を経過しても、なお その中止が解除されない場合は、
3. 甲がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき
4. 甲が強制執行を受け、資金不足による手形・小切手の不渡りを出し、破産・会社更生・会社整理・特別清算開始・再生手続開始の申し立てをし、もしくは受けるなど甲が契約の履行を継続できないと認められるとき

第５０条（解除に伴う措置） 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査のうえ出来高を査定し、当該検査に合格した部分及び第４０条（部分払）第２項に規定する部分払の対象となった工事材料などの引渡を受けるものとし、当該引渡を受けた出来形部分に相応する工事代金相当額を乙に支払うものとする。

② 第１項の場合には、甲は、乙に対して、第３９条（前払金）又は第４０条（部分払）の規定による支払があるときは、当該支払金額の額を第１項の出来形部分に相応する工事代金相当額から控除する。

③ 第４８条（甲の解除権）第３項の規定によってこの契約が効力を失ったときは、甲乙協議して精算する。

④ 甲は、前２条（甲の解除権、乙の解除権）の規定によってこの契約が解除された場合において、この契約の工事につき乙及び乙の再下請負人の被用者の賃金などが未払の場合で、被用者などから直接支払請求があったときは、甲が乙に代わって、乙に支払うべき工事代金からこれを支払うことができる。この場合、甲の支払と同時に、甲の乙に対する同額の工事代金債務が消滅する。

⑤ 乙は、前２条（甲の解除権、乙の解除権）の規定によってこの契約が解除された場合において、甲に弁済すべき債務があるときは、直ちにこれを弁済する。なお、乙は、第４８条（甲の解除権）第１項の規定によってこの契約が解除された場合は、この弁済義務に対し、その支払を受けた日から弁済の日まで の日数に応じ、年３％の利息を付して甲に弁済する

⑥ 甲は、第４８条（甲の解除権）、第４９条（乙の解除権）第１項の規定によってこの契約が解除した場合に、乙に その損害の賠償を請求することができる。また、乙は、第４８条（甲の解除権）第２項の規定によってこの契約を解除されもしくは前条（乙の解除権）の規定によってこの契約を解除したため損害を被った場合は、甲にその損害（逸失利益を除く）の賠償を請求することができる。

⑦ 甲又は乙は、この契約の解除の場合は、協議して、その解除に伴う損害の範囲を確定するために必要な期間を定めて、その引き渡しなどの処理を行う。処理が遅れている場合は、催告しても正当な理由がなく行われないときは、相手方に代わってこれを行い、その費用を請求することができる。

第５１条（反社会的勢力の排除） 乙又は乙の再下請負人（再下請負人が数次にわたるときはその全て を含む。以下同じ。）は、反社会的勢力のいずれにもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者等に対しても、つ 不当な利益を与えないことを確約する。

② 乙は、乙又は乙の再下請負人が反社会的勢力によって不当要求又は業務妨害などを受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び発注者への報告等に必要な協力を行うものとする。

第５２条（暴力団排除） 乙は、甲が乙の各条項において甲乙協議して定めるものに つき協議がとどのわない場合、又は、甲又は甲乙間に紛争を生じた場合には、甲は乙には、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審議会（以下「審議会」という。）のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めた場合において、双方が合意するときは審議会の仲裁に付するものとする。

第５３条（団体への加入） 乙は、原則として、甲と甲の下請負人で組織する団体に加入する。また甲の下請負人で組織する団体への加入を希望し入会した場合は、会則等を遵守の上、労働災害の防止、雇用条件の改善、経営基盤の向上、加入者相互の扶助と親睦などの活動に積極的に参加する。

第５４条（補則） 契約書ならびにこの約款の疑義及びこれらに定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

佐藤工業株式会社 ７版

物品等売買契約約款

第１条（総 則）買主・佐藤工業株式会社（以下「甲」という。）と売主（以下「乙」という。）は、物品等の売買に関する甲の発注（以下「注文」という。）を完成するために、この契約条件を誠実に履行する。

第２条（物品の納期）乙は、契約納期を厳守するとともに、甲が元請工事の工程上、物品の分納又は納期の変更を指示した場合、これに従うものとする。

第３条（資料の提出）乙は、甲から納入物品などの内訳書、仕様書、設計図書を求められた場合は、遅やかに提出しなければならない。

第４条（納入検査、不適合品の措置）乙は、納入物品が図面、仕様書、見積条件及び甲の指示並びに甲の納入検査に適合しない場合は、所定期間内自らの負担で手直しし、又は取替えるものとする。

第５条（売買代金の支払）売買代金は、注文書、注文請書の定めるところにより、甲の住所地において支払うものとする。ただし、甲の本社との契約の場合は、当該工事を管理する甲の支店の住所地において支払うものとする。

② 甲又は乙は、やむを得ない場合には、協議のうえ売買代金の支払条件を変更することができる。

第６条（売買代金との相殺）甲が乙に対し、前払金、立替金、賠償金などの債権を有するときは、甲は当該債権の弁済期の到来するときと同時に、乙に対する売買代金と相殺することができる。

第７条（所有権の移転）納入検査及び受渡しの終了した物品の所有権は、その都度甲に移転するものとする。

第８条（危険負担）所有権の移転前に生じた納入物品の滅失、き損、減量、変質その他一切の損害は、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とする。

第９条（契約不適合責任）乙が納入物品について種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対し、相当の期間を定めて代替品との交換、又は目的物の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が重要でなく、かつ、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追加を請求することができない。

② 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく直ちに代金減額を請求することができる。

1. 履行の追完が不能であるとき
2. 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
3. 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
4. 前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完をしないであろうことが明らかであるとき

③ 前２項の契約不適合があった場合、甲は乙に対して、履行の追完若しくは代金の減額に代え又は履行の追完若しくは代金の減額とともに損害の賠償を請求することができる。ただ 当該契約不適合が乙の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、この請求期間は10年間とする。

第１０条（契約不適合責任期間）前条第１項の履行の追完、代金の減額又は損害賠償を請求することのできる期間は、甲の納入検査に合格した日から２年間とする。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、この請求期間は10年間とする。

② 前項にかかわらず、注文書、注文請書に特約める場合はそれに従う。

③ 第１項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠など当該請求等の根拠を示して、この契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

④ 甲が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知ったときから１年を経過するまでの間に請求等をしないときは、甲は乙に対して、契約不適合責任を問うことができない。

⑤ 第１項の規定にかかわらず、この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律第８７条第１項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約に該当する場合、乙は甲に対して、甲が発注者に工事目的物を引渡した日から10年間、甲が乙に対して、その契約不適合責任を問う意思を明確に告げる旨の通知を行った場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律行令６条第１項及び第２項に定めるこの契約不適合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く）について、前条第１項乃至第３項の責任を負う。

ただし、甲と発注者との間の請負契約において１０年を超える期間を定めた場合は、乙は、その期間を限度として責任を負う。

第１１条（損害賠償）甲は、乙の責に帰する理由によって完成期日までに工事を完了することができない場合においては、これがため甲が発注者或いは他の下請負人に対して支払う違約金又は損害金を、乙に対して請求することができる。

② 乙は甲が支払ったこれらの違約金又は損害金の額の範囲内で、年３％の遅延利息を甲に請求することができない。ただし、乙が特定建設業者でなく個人企業又は資本金４，０００万円未満の法人であるときは、遅延利息は建設業法第２４条の５（特定建設業者の下請代金の支払期日等）第４項に定める割合（年１４．６％）とする。

第１２条（甲の解除権）甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告なくして、この契約を解除することができるものとし、乙の転居先不明、受領拒絶などにより、甲の、乙に対する解除通知が送達されない場合、それが乙の発行した注文請書などによりこの甲に通知した住所地に発送されたものであれば、解除通知甲に返送された時点で解除がなされたものとする。また、解除に伴う損害賠償請求は一切ないものとする。

1. 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき
2. その責に帰すべき理由により、工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき
3. 建設業の許可を取り消されたときなどその許可が効力を失ったとき
4. 強制執行を受け、資金不足による手形・